

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立咲くやこの花高等学校

年 組 番 名前

つぎの疾患に罹患したため、学校保健安全法に基づき

月 日 ~ 月 日 の間、療養を指示しておりましたが、登校可能であると判断しました。

○ 第1種感染症 () 【治癒するまで】

○ 第2種感染症

インフルエンザ A 型/B 型【発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過】

新型コロナウイルス感染症【発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過】

麻疹【解熱後3日を経過】

風しん【発疹消失】

水痘【すべての発疹が痂皮化】

咽頭結膜熱【主要症状消退後2日を経過】

流行性耳下腺炎【耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好】

百日咳【特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了】

結核【感染のおそれなし】

髄膜炎菌性髄膜炎【感染のおそれなし】

○ 第3種感染症 【感染のおそれなし】

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

腸管出血性大腸菌感染症

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

※第3種その他の感染症 【つぎのものは代表的な疾患。流行状況に応じて出席停止とする場合がある】

A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶連菌感染症）

マイコプラズマ感染症・異型肺炎

感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）

急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染によるもの）

()

◆ その他の意見

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

【校内処理欄】

出席停止期間： 月 日 ~ 月 日

(原本は教務、コピーは保健室)